



現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
 換地処分以降の土地の管理は各権利者において  
 行うべきものです。  
 境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に  
 責任は問えません。  
 本資料は、申請書に記載した目的以外には  
 使用しないでください。

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、  
 あくまで参考資料としてのみ使用してください。